

## （令和 7 年 12 月 17 日発表）職員の懲戒処分について

地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により下記のとおり職員の懲戒処分を行ったので、日出町職員の懲戒処分の基準等に関する規程第 6 条の規定に基づき、公表します。

### 処分 1

#### 1 事件の概要

被処分者は、女性部下職員に対して、セクシャルハラスメントに認定される行為に及び、女性職員に多大な精神的苦痛を与え、職場環境を著しく害したもの。

#### 2 処分内容等

- (1) 被 処 分 者 男性職員
- (2) 処 分 内 容 停職 6 か月
- (3) 処 分 年 月 日 令和 7 年 12 月 17 日
- (4) 関係者の処分 管理監督責任として、被処分者の上司 1 名を厳重注意とした。
- (5) そ の 他 公表による女性職員への心理的影響やプライバシー保護が必要と判断し、被処分者の所属、年齢、職名、及び具体的な時期、内容等については、公表しない。

#### 3 問合せ先

総務課：課長 高橋 康治

電 話：0977-73-3150

## 処分 2

### 1 事件の概要

被処分者は、令和 7 年 4 月から 11 月までの間、職場における優越的な関係を背景として、複数の部下職員に対して、不適切な業務指導を日常的に繰り返して職場を混乱させ職場の秩序を乱したほか、部下職員の人格と尊厳を傷つけるハラスメントに認定される言動をし、部下職員に多大な精神的苦痛を与える、職場環境を著しく害したもの。

### 2 処分内容等

- (1) 被 処 分 者 男性職員 (50 代)
- (2) 処 分 内 容 減給 10 分の 1 (1 か月)
- (3) 処 分 年 月 日 令和 7 年 12 月 17 日
- (4) 関係者の処分 管理監督責任として、被処分者の上司 1 名を文書訓告とした。

### 3 問合せ先

教育総務課：課長 古屋 秀一郎

電 話：0977-73-3157